

## 7-5 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人 愛媛県薬剤師会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広	乙	久万町長	玉水 壽清
乙	今治市長職務代理者		乙	面河村長	梅木 正一
	今治市助役	白石 哲朗	乙	美川村長	木下 久敬
乙	宇和島市長	石橋 寛久	乙	柳谷村長	鶴井 國夫
乙	八幡浜市長	高橋 英吾	乙	小田町長	大塚 雅教
乙	新居浜市長	佐々木 龍	乙	松前町長	白石 勝也
乙	西条市長	伊藤 宏太郎	乙	砥部町長	中村 剛志
乙	大洲市長	榊田 與一	乙	広田村長	三好 晃二
乙	川之江市長	石津 隆敏	乙	中山町長	市田 勝久
乙	伊予三島市長	篠永 善雄	乙	双海町長	丸山 勇三
乙	伊予市長	中村 佑	乙	長浜町長	西田 洋一
乙	北条市長	井手 順二	乙	内子町長	河内 紘一
乙	東予市長	青野 勝	乙	五十崎町長	宮岡 廣行
乙	新宮村長	法橋 信一	乙	肱川町長	久保田 仁之
乙	土居町長	藤田 勝志	乙	河辺村長	稲田 秀一
乙	小松町長	塩出 皓治	乙	保内町長	二宮 通明
乙	丹原町長	渡部 高尚	乙	伊方町長	中元 清吉
乙	朝倉村長	清水 俊光	乙	瀬戸町長	井上 善一
乙	玉川町長	村上 忠美	乙	三崎町長	杉山 陽三郎
乙	波方町長	片上 修二郎	乙	三瓶町長	井伊 敏郎
乙	大西町長	門田 迪郎	乙	明浜町長	酒井 正直
乙	菊間町長	白石 隆彦	乙	宇和町長	宇都宮 象一
乙	吉海町長	村上 哲司	乙	野村町長	大塚 功成
乙	宮窪町長	矢野 勝俊	乙	城川町長	河野 泰文
乙	伯方町長	岡田 哲也	乙	吉田町長	清家 男三
乙	魚島村長	佐伯 真登	乙	三間町長	太宰 仁一
乙	弓削町長	木下 良一	乙	広見町長	松浦 甚一
乙	生名村長	田尾 紀	乙	松野町長	柳野 大和
乙	岩城村長	稲本 一	乙	日吉村長	山本 雅之
乙	上浦町長	小野 功	乙	津島町長	曾根 貞義
乙	大三島町長	奥本 忠孝	乙	内海村長	加幡 仁一
乙	関前村長	池田 深	乙	御荘町長	山下 英雄
乙	重信町長	和田 治樹	乙	城辺町長	谷口 長治
乙	川内町長	大西 勉	乙	一本松町長	菊地 信武
乙	中島町長	武田 満幸	乙	西海町長	中田 廣

丙 社団法人 愛媛県薬剤師会  
会長 澤田 乙吉

## 災害時の医療救護に関する協定実施細則 （一般社団法人 愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広  
乙 今治市長職務代理者  
乙 今治市助役 白石 哲朗  
乙 宇和島市長 石橋 寛久  
乙 八幡浜市長 高橋 英吾  
乙 新居浜市長 佐々木 龍  
乙 西条市長 伊藤 宏太郎  
乙 大洲市長 梶田 與一  
乙 川之江市長 石津 隆敏  
乙 伊予三島市長 篠永 善雄  
乙 伊予市長 中村 佑  
乙 北条市長 井手 順二  
乙 東予市長 青野 勝  
乙 新宮村長 法橋 信一  
乙 土居町長 藤田 勝志  
乙 小松町長 塩出 皓治  
乙 丹原町長 渡部 高尚  
乙 朝倉村長 清水 俊光  
乙 玉川町長 村上 忠美  
乙 波方町長 片上 修二郎  
乙 大西町長 門田 迪郎  
乙 菊間町長 白石 隆彦  
乙 吉海町長 村上 哲司  
乙 宮窪町長 矢野 勝俊  
乙 伯方町長 岡田 哲也  
乙 魚島村長 佐伯 真登  
乙 弓削町長 木下 良一  
乙 生名村長 田尾 紀  
乙 岩城村長 稲本 一  
乙 上浦町長 小野 功  
乙 大三島町長 奥本 忠孝  
乙 関前村長 池田 深  
乙 重信町長 和田 治樹  
乙 川内町長 大西 勉  
乙 中島町長 武田 満幸

乙 久万町長 玉水 壽清  
乙 面河村長 梅木 正一  
乙 美川村長 木下 久敬  
乙 柳谷村長 鶴井 國夫  
乙 小田町長 大塚 雅教  
乙 松前町長 白石 勝也  
乙 砥部町長 中村 剛志  
乙 広田村長 三好 晃二  
乙 中山町長 市田 勝久  
乙 双海町長 丸山 勇三  
乙 長浜町長 西田 洋一  
乙 内子町長 河内 紘一  
乙 五十崎町長 宮岡 廣行  
乙 肱川町長 久保田 仁之  
乙 河辺村長 稲田 秀一  
乙 保内町長 二宮 通明  
乙 伊方町長 中元 清吉  
乙 瀬戸町長 井上 善一  
乙 三崎町長 杉山 陽三郎  
乙 三瓶町長 井伊 敏郎  
乙 明浜町長 酒井 正直  
乙 宇和町長 宇都宮 象一  
乙 野村町長 大塚 功  
乙 城川町長 河野 泰成  
乙 吉田町長 清家 文男  
乙 三間町長 太宰 仁三  
乙 広見町長 松浦 甚一  
乙 松野町長 柳野 大和  
乙 日吉村長 山本 雅之  
乙 津島町長 曾根 貞義  
乙 内海村長 加幡 仁一  
乙 御荘町長 山下 英雄  
乙 城辺町長 谷口 長治  
乙 一本松町長 菊地 信武  
乙 西海町長 中田 廣

丙 社団法人愛媛県薬剤師会  
会長 澤田 乙吉

医療救護活動報告書

医療従事者名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件





事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

殿

社団法人愛媛県薬剤師会  
会長

印

別紙

### 事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月 日）	診療(入院)医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日		時 分		
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

費用弁償請求書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名 社団法人愛媛県薬剤師会  
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける  
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

内訳 別紙のとおり

別紙

経 費	支出区分	金 額	説 明
薬剤及び治療材料並び に医療器具の破損等 (協定第 12 条第 1 号)			
医療従事者の 編成及び派遣 (協定第 12 条第 2 号)			
上 記 以 外 (協定第 12 条第 3 号)			
計			

注) 支出区分欄には、旅費、役務費、需用費等を記載すること。

損害補償支給申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

負傷・疾病 又は死亡 した者の 状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤 務 先			
	傷病名		受傷（発病）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	死 亡 原 因		死亡年月日	年 月 日	療養開始年月日	年 月 日
障害級別		治癒年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
休業日数	年 月 日 ～ 年 月 日 日間					
休業期間中における業務上の収入	有（ 円） ・ 無					
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備 考						

## 7-6 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者の救助のため必要な医薬品等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2条 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は書面（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を確認（薬務衛生課長とする。）のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、医薬品等供給措置状況報告書（様式第2号）を第3条第2項に掲げる者に提出するものとする。

（引渡し）

第5条 医薬品等の引渡し日時、場所等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認のうえ引取るものとする。ただし、甲が指定する方法による引渡しが不可能である場合には、乙等はその旨を甲に連絡するものとする。

（価格等）

第6条 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等協議して定める。

2 乙は、供給した医薬品等の代金を請求しようとするときは、医薬品等代金請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、第6条第2項の規定による医薬品等代金の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに乙に対し、これを支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後も又同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県  
知事 加戸 守行

松山市三番町7丁目6の9

乙 愛媛県医薬品卸業協会  
会長 藤田 皓二







## 7-7 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定（社団法人 愛媛県接骨師会）（医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県接骨師会（以下「乙」という。）とは、災害時における柔道整復師支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合、甲が行う災害支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害支援活動の実施にあたり、必要があると認めるときは、乙に協力要請するものとする。

2 前項の協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（災害支援）

第3条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第4条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮）

第5条 災害支援班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（災害支援班の輸送）

第6条 甲は、災害支援活動が円滑に実施できるよう、災害支援班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（施術費）

第7条 第3条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の協力要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）災害支援班の編成、派遣に要する経費

（2）災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費

（3）災害支援班員が支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和38年愛媛県条例第27条）の例による。

（連絡責任者等の報告）

第9条 協力要請等の手続きを円滑に行うため、乙は、協定締結後速やかに連絡責任者及び連絡先等を甲に文書で報告するものとする。

（活動報告）

第10条 乙は、災害支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに様式第1号を甲に提出するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成19年3月19日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年3月19日

松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 加戸守行

松山市一番町一丁目14-10  
乙 社団法人愛媛県接骨師会  
会長 金村清文

## 7-8 日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況

- 日本赤十字社愛媛県支部常備救護班数 8班

救護班編成基準 1班 6名

(※班長(医師) 1名、救護看護師長 1名、救護看護師 2名、救護主事 2名)

- 救護資器材保有状況

(令和4年4月1日現在)

品目	数量	品目	数量	品目	数量
発電機	7	業務用無線装置(150MHZ)	一式	A E D	6
折畳寝台	97	業務用無線装置(415MHZ)	一式	救護員携行バック	50
担架台	6	アマチュア無線	一式	防災ボランティア用ゼッケン	100
担架	45	DMA T用無線	12	救護用机	10
救護員防寒着	45	トランシーバー	8	救護用椅子	18
雨合羽	30	医療セット	5	寝袋	80
救護員作業着	305	携帯医療セット	1	エアーマット	10
救護用編上靴	162	エアーテント	2	ノーパンクリヤカー	2
携帯拡声器	3	ドラッシュテント	3	イーバックチェア	1
ヘルメットセット	50	除染テントセット	一式	背負子	9
救急車	1	テント	13	ラップ式トイレ	13
通信指令車	1	トイレ用テント	5	炊飯セット	4
災害救援車	3	寝具セット	10	LED ランタン	12
災害対策本部車	1	救護所表示電光板	一式	バルーン投光機	5
マルチハウス	3	救護員携帯用ローラーバック	40	救護員携帯用ヒップバック	40
レインポンチョ	50	トリアージシートセット	3	骨盤固定具	5
折りたたみ二輪台車	5	臨場バインダーバッグ	10	ジャンクショナルターニケット	3
エアーストレッチャー	2	衛星電話	5		

## 7-9 災害時における被災者支援に関する協定書（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県薬事振興会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である薬事衛生関係団体（以下「団体」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における被災者の救助及び支援のため必要な医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の提供ならびにその他被災者支援活動に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、医薬品等の提供、その他被災者支援活動に関し、乙に対して協力を要請する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 医薬品等の提供及び甲が指定する場所への搬送

(2) 避難所及び物資拠点の提供

(3) 救護所、避難所、及び物資拠点へのボランティア要員の派遣（医薬品等に関し、専門的知識を持つ薬剤師・登録販売者等）

(4) 上記以外の業務であって、乙から協力の申し出があった支援業務

2 本協定の対象となる団体及び具体的な業務は別表のとおりとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、団体間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う団体を決定するものとする。

2 前項で決定された団体は、可能な限り、医薬品等の提供及びその他被災者支援活動に関する業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った団体は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲又は各市町等支援を受ける者が別途負担を認めたものについてはこの限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年6月18日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時広

愛媛県松山市三番町七丁目6番地9  
乙 愛媛県薬事振興会  
会長 澤田 乙吉

別表（第3条関係）

対 象 団 体 及 び 業 務

社団法人 愛媛県薬剤師会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県薬業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
社団法人 愛媛県医薬品配置協会	医薬品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品卸業協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医薬品小売商業協会	医薬品・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県製薬協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県化粧品小売協同組合	化粧品・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
北四国衛生紙綿協同組合	医薬部外品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県医療機器販売業協会	医療機器・医薬部外品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
愛媛県ジェネリック販社協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣
一般社団法人 愛媛県登録販売者協会	医薬品・医療機器・医薬部外品・化粧品・衛生材料等の提供 避難所、物資拠点の提供 救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣

## 7-10 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書（薬務衛生課）

（趣旨）

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部（以下「乙」という。）は、愛媛県内及び四国4県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し次の通り協定を締結する。

（要請）

第一条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めた時は、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することが出来る。

（1）愛媛県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）愛媛県以外の災害救助等のため、国又は関係都道府県知事から供給を要請されたとき。

（医療ガス等の範囲）

第二条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち乙の会員会社が保有する医療ガス等とする。

（1）医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素  
医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス

（2）医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等

（要請の方法）

第三条 第一条に定める要請は、別紙1の緊急用医療ガス等供給要請書により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2. 甲から乙への要請経路（連絡）は、別紙2により行うものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第四条 乙が第一条に定める要請を受けた時は、乙は、乙の会員会社の所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

2. 乙から甲への報告は、別紙2により行うものとする。

（価格）

第五条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第六条 医療ガス等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定するものが行うものとする。

2. 乙は甲の要請により会員会社に車両等で搬送させる場合は、必要により甲に誘導車両の派遣及び車両通行許可証等を依頼できるものとする。

3. 前項の場合において、甲は、甲の指定する取引場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。但し、県外への搬送を要請した場合は除く。

（連絡責任者及び連絡方法等）

第七条 第一条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部長をそれぞれ指定するものとする。

2. 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡が取れない場合に備えて、第三条2の要請経路（連絡）に基づいて協議し、定めておくものとする。

3. 乙は、前項の要請経路（連絡先及び医療ガス等の供給体制並びに会員会社連絡網）について、年一回見直した上で、毎年、甲に提出するものとする。

4. 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡し合える手段の確保に努めるものとする。

（代金の支払い）

第八条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙

に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第九条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第十条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第十一条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(協議)

第十二条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第十三条 この協定の有効期間は、協定締結の日から一年間とする。

2. 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに一年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を成立する証のため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自一通を保有する。

平成24年3月26日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 中村 時広

乙 愛媛県伊予郡松前町北川原塩屋西2041  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部  
医療ガス部門愛媛県支部 支部長 齋藤 公司

緊急用医療ガス等供給要請書

平成 年 月 日

愛媛県知事

一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部  
医療ガス部門愛媛県支部 支部長 殿

「災害時における医療ガス等の供給に関する協定書」に基づき、下記の通り  
医療ガス等の供給を要請します。

記

1. (供給先)

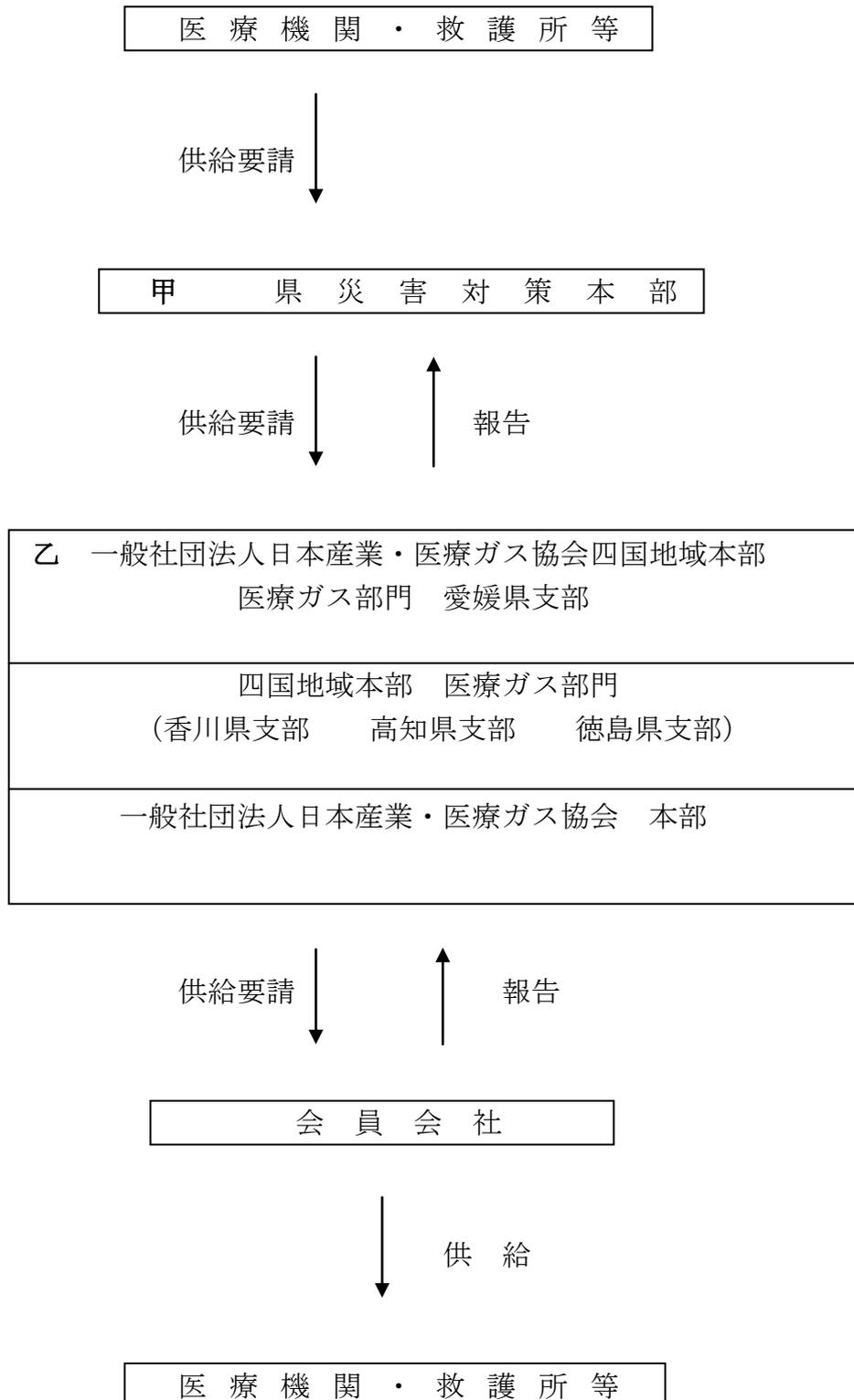
名 称	
所在地	
先方担当者	
電話／連絡先	
県担当立会者	

注意 供給先の地図を添付

2. (必要な医療ガス等)

品 名	規 格	数 量	備 考

災害時医療ガス等の要請経路



## 7-11 災害時における遺体搬送に関する協定 (薬務衛生課)

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時における遺体搬送に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙及び丙に協力を要請し、遺体搬送を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接協力を要請するものとする。

(1) 霊柩自動車等による遺体搬送

(2) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### (業務の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

### (業務の報告)

第4条 乙及び丙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

### (経費の負担)

第5条 乙及び丙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、地方運輸局への届出運賃を基準とし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### (経費の請求)

第6条 乙及び丙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

### (経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙又は丙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### (連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあつては愛媛県霊柩自動車協会会長、丙にあつては一般社団法人全国霊柩自動車協会会長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙及び丙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙及び丙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県  
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市錦町2番地30 玉井ビル2階

愛媛県霊柩自動車協会  
会長 結城 旬

丙 東京都新宿区四谷四丁目14番地 東昭ビル3階

一般社団法人全国霊柩自動車協会  
会長 一柳 鏝

別記様式 1

番 号  
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における遺体搬送に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属 職 名 ・ 氏 名 電 話 番 号
電 話 ・ フ ァ ク シ ミ リ 等 に よ る 要 請 の 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔 搬 送 距 離 ( 区 間 ) 及 び 遺 体 数 、 そ の 他 〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期 日 : 年 月 日 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における遺体搬送に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 ( 搬送距離(区間)及び 遺体数、その他 )	
従 事 者 氏 名	会社名 従事者氏名 電話番号
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

## 7-12 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、棺及び葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙及び丙に協力を要請し、棺及び葬祭用品の供給等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接協力を要請するものとする。

- （1） 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2） 遺体を安置する施設の提供
- （3） その他甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

### （業務の報告）

第4条 乙及び丙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙及び丙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### （経費の請求）

第6条 乙及び丙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

### （経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙又は丙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあつては愛媛県葬祭事業協同組合理事長、丙にあつては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙及び丙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙及び丙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県  
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市錦町2番地30 玉井ビル2階  
愛媛県葬祭事業協同組合  
理事長 菅 啓三

丙 東京都港区港南二丁目4番12号 港南YKビル4階

全日本葬祭業協同組合連合会  
会長 松井 昭憲

別記様式 1

番 号  
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔供給用品名及び数量、 その他〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔供給用品名及び数量、 その他〕	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

### 7-13 災害時における協力に関する協定 (業務衛生課)

愛媛県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者及び被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に協力を要請し、迅速かつ円滑な応急対策を行うことを目的とする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- (5) 避難所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

#### (業務の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

#### (業務の報告)

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、別記様式2により甲に報告を行うものとする。

#### (経費の負担)

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (経費の請求)

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

#### (経費の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

#### (連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課長、乙にあつては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会四国ブロック愛媛地区本部長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月27日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号

日本生命新橋ビル9階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 杉山 雄吉郎

別記様式 1

番 号  
年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 ( 供給用品名及び数量、 搬送区間(距離)及び 遺体数、安置施設及 び期間、その他 )	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長

業 務 実 施 報 告 書

災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 ( 供給用品名及び数量、 搬送区間(距離)及び 遺体数、安置施設及 び期間、その他 )	
従事者氏名	会社名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

## 7-14 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

(医療対策課)

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙の加盟団体である災害リハビリテーション関係団体（以下「団体」という。）が実施する災害リハビリテーション支援活動（以下「災害リハ支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県において災害が発生した場合、甲が行う災害リハ支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害リハ支援活動の実施にあたり、必要があると認めたときは、乙に協力要請するものとする。

2 前項の協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(災害支援)

第3条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、災害リハビリテーション支援チーム（以下「災害リハチーム」という。）を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害リハ支援活動を実施するものとする。

(業務)

第4条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に係るリハビリテーション対象者の判断及び情報収集
- (2) 避難所等の環境アセスメントの実施
- (3) 被災者の生活不活発病等の予防を目的とした運動指導の実施
- (4) 被災後の救命救急から生活再建に向けたリハビリテーションの実施
- (5) その他甲が必要とする業務

(指揮)

第5条 災害リハチームに対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

(災害リハチームの輸送)

第6条 甲は、災害リハ支援活動が円滑に実施できるよう、災害リハチームの輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第7条 第3条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

(費用の負担)

第8条 甲の協力要請に基づき、乙が災害リハ支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 災害リハチームの編成、派遣に要する経費

(2) 災害リハチームが携行した衛生材料等を使用した場合の実費

2 前項に規定する費用の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく政令及び規則の例による。

(補償)

第9条 甲の協力要請に基づき乙が派遣した災害リハチーム員が、災害リハ支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年愛媛県条例第27号)」を準用し、甲がこれを補償する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

(1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者等の報告)

第10条 協力要請等の手続きを円滑に行うため、乙は、協定締結後速やかに連絡責任者及び連絡先等を甲に文書で報告するものとする。

(活動報告)

第11条 乙は、災害リハ支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに様式第1号を甲に提出するものとする。

(団体名簿の提出)

第12条 乙は、乙の加盟団体名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、平成28年2月14日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年2月14日

甲 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県

知事 中村時広

乙 松山市文京町1番地  
愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会

会長 藤田正明

様式第1号（第11条関係）

災害リハビリテーション支援活動報告書

年 月 日

愛媛県知事

様

愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会  
会長 印

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定第11条の規定に基づき、活動状況を次のとおり報告します。

記

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
文書要請日 ・文書番号	年 月 日付 第 号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
要請内容	
従事者氏名	従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

## 7-15 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療機器等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療機器等を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができる。

### （医療機器等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等は、乙の会員において供給可能な品目及び数量で、次に掲げるものとする。

- (1) カテーテル、注射器、ダイアライザー等の医療機器
- (2) その他甲が指定するもの

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、書面により要請することができないときは、口頭により要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

2 甲は、やむを得ない事情により乙との連絡が困難な場合には、直接乙の会員に対し要請することができるものとし、その後、速やかに乙へ書面を交付するものとする。

### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、医療機器等供給措置状況報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

### （医療機器等の引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、当該場所で甲の職員又は甲の指定する者が品目及び数量を確認のうえ、乙又は乙の会員から引渡しを受けるものとする。

(医療機器等の価格)

第6条 甲が引渡しを受けた医療機器等の価格は、災害発生前における適正な価格（引渡しのための搬送を行った場合は、その搬送費を含む。）を基準として、甲乙協議して定める。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき供給された医療機器等について、その供給に要した費用は、災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、供給を受けた者が負担するものとする。

2 乙は、供給した医療機器等の代金を甲へ請求しようとするときは、医療機器等代金請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者、連絡手段等を締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(搬送態勢の確保)

第9条 医療機器等の搬送は、乙又は乙の会員が行うものとし、甲は、搬送の用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、成立の日から1年間その効力を発生するものとし、有効期限満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月6日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 中村 時広

乙 愛媛県東温市北野田343番地8  
愛媛県医療機器販売業協会  
会長 野本 政孝

様式第1号

医療機器等供給要請書

災害時において被災者の救助のため、医療機器等の調達が必要となりましたので、別紙のとおり医療機器等の供給を要請いたします。

年 月 日

愛媛県医療機器販売業協会  
会長

様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事

印





様式第3号

医療機器等代金請求書

愛媛県知事

様

住所

氏名 愛媛県医療機器販売業協会  
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける  
災害時の医療機器等の供給に対する代金

内訳 別紙のとおり



## 7-16 災害時における被災者支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における愛媛県内又は甲が必要と認める近隣の被災者の救助及び支援のために必要な医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品又は衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の提供並びにその他被災者支援活動（以下「業務」という。）に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、文書（別添様式第1号）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

### （業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の提供及び甲が指定する場所への搬送
- (2) 救護所、避難所又は物資拠点へのボランティア要員の派遣（医薬品等に関し、専門的知識を持つ薬剤師、登録販売者等）
- (3) 上記のほか、甲が必要と認める業務

### （業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、乙に加盟する協会員とともに、可能な限り、業務の提供を行うものとする。

2 乙は、前項の業務が完了したときは、速やかに業務実施状況（別添様式第2号）を甲に報告するものとする。

### （費用の負担等）

第5条 前条に基づき乙又は乙に加盟する協会員が提供する業務に要する経費は、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合に限り、甲が負担するものとする。ただし、甲又は各市町等支援を受ける者が別途負担を認めたものについてはこの限りでない。

2 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙又は乙に加盟する協会員の仕入価格又は運搬

等の流通経費が著しく変動した場合には、甲乙が協議して定める。

3 乙又は乙に加盟する協会員は、業務の提供に要する経費を請求しようとするときは、請求書（別添様式第3号）を甲に提出するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月13日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時広

愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号  
乙 日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部  
支部長 白石 明生

様式第 1 号

医薬品等供給要請書

災害時において被災者の救助のため、医薬品等の調達が必要となりましたので、別紙のとおり医薬品等の供給を要請いたします。

年 月 日

日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部  
支部長 様

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
愛媛県知事 印





様式第3号

医薬品等代金請求書

愛媛県知事

様

住所

氏名 日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部  
支部長 印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医薬品等の供給に対する代金

内訳 別紙のとおり

